

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県福岡市博多区奈良屋町14番3号
氏名 株式会社西興 代表取締役 田原 直幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

那覇市長 知念 寛



許可の年月日 令和 8年5月21日

許可の有効年月日 令和13年5月20日

1 事業の範囲

中間処理

破 砕：がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

破碎施設（自走式破碎施設 BR380JG-3）

設置場所：那覇市内一円の排出事業場

駐機場所：沖縄県宜野湾市大山七丁目1350番27

設置年月日：令和8年3月6日

処理能力：がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
1,400t/日（8時間）、175t/時間

設置許可年月日：令和8年2月13日（がれき類の破碎施設）

設置許可番号：第11925004号

3 許可の条件

- 当該処分業に起因した環境に関する苦情等の申し出があった場合には、直ちにその原因を調査し、速やかに適切な措置を講ずること。
- 破碎施設の稼働は、那覇市内の排出事業場内に限るものとし、排出事業場の周辺状況に応じ騒音・振動対策を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

令和 8 年 5 月 2 1 日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無